

## 議案第 2 号

## デマンド交通事業者との協定解除について

横手デマンド交通事業に関し、下記事業者との協定を解除する。

- 事業者名  
つばめ自動車株式会社
- 解除の根拠  
「横手デマンド交通」運行協定書第 9 条第 2 項に基づく

## 【参考】「横手デマンド交通」運行協定書

(協定の解除)

第 9 条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。この場合において、事業者は、協議会に対して当該解除による損害の賠償を求めることはできない。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、この協定の履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 事業者がこの協定の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたと認められるとき。

2 協議会又は事業者が正当な事由に基づき、この協定を解除しようとする日の 1 箇月前までに当該解除の申出をし、かつ関係法令等に基づいた所定の手続きを行う場合、協議会又は事業者は、この協定を解除することができる。

- 提案の理由  
当該事業者より、横手デマンド交通に関する解除の申出があったため。
- 解除の期日  
令和 8 年 3 月 31 日